

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

改正後	改正前
<p>(別紙)</p> <p>くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領</p> <p>制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号            改正 令和3年4月21日付け3水管第198号            改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号            改正 令和4年4月14日付け4水管第155号            改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号            改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号            改正 令和5年12月14日付け5水管第2409号            改正 令和6年3月14日付け5水管第3465号            改正 令和6年5月13日付け6水管第390号            改正 令和6年11月27日付け6水管第2548号            改正 令和7年2月10日付け6水管第3279号            改正 令和7年3月26日付け6水管第3913号            改正 令和7年10月17日付け7水管第1746号            改正 令和8年3月26日付け7水管第3466号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。</p>	<p>(別紙)</p> <p>くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領</p> <p>制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号            改正 令和3年4月21日付け3水管第198号            改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号            改正 令和4年4月14日付け4水管第155号            改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号            改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号            改正 令和5年12月14日付け5水管第2409号            改正 令和6年3月14日付け5水管第3465号            改正 令和6年5月13日付け6水管第390号            改正 令和6年11月27日付け6水管第2548号            改正 令和7年2月10日付け6水管第3279号            改正 令和7年3月26日付け6水管第3913号            改正 令和7年10月17日付け7水管第1746号</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。</p>

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則

1 くろまぐろ (小型魚) について (基本方針別紙2-1関係)

(1)、(2) (略)

(3) 国の留保からの配分について

- ① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保が49トンを超えている場合には、留保が49トンを下回らない範囲 (以下、(3)において「小型魚追加配分原資」という。) において、都道府県 (混獲管理の目的として都道府県別基礎配分が1トンになるまで当初の上乗せが行われた都道府県を除く。) に対する追加配分を行うこととする。

令和8管理年度においては、次のアからウまでの方法により配分する。

- ア. 小型魚追加配分原資の2分の1の数量 (小数第2位以下を切り捨て) を、令和7管理年度の都道府県別基礎配分の比率で都道府県に配分する。
- イ. アで配分した残りの数量のうち、令和7管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和7管理年度の都道府県別基礎配分の10パーセント又は10トンのいずれか少ない数量を上限に、当該譲渡数量 (他の都道府県等から譲受した数量を除く。) と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはアで配分した残りの2分の1の数量 (小数第2位以下を切り捨て) を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

ウ. 令和7管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、小型魚追加配分原資から上記ア及びイによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

- ② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保の確保に支障がないと認められる範囲において、留保で対応することができることとする。

2 くろまぐろ (大型魚) について (基本方針別紙2-2関係)

(1)、(2) (略)

第1、第2 (略)

第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則

1 くろまぐろ (小型魚) について (基本方針別紙2-1関係)

(1)、(2) (略)

(3) 国の留保からの配分について

- ① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保が49トンを超えている場合には、留保が49トンを下回らない範囲 (以下、(3)において「小型魚追加配分原資」という。) において、都道府県 (混獲管理の目的として都道府県別基礎配分が1トンになるまで当初の上乗せが行われた都道府県を除く。) に対する追加配分を行うこととする。

令和7管理年度においては、次のアからウまでの方法により配分する。

- ア. 小型魚追加配分原資の2分の1の数量 (小数第2位以下を切り捨て) を、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の比率で都道府県に配分する。
- イ. アで配分した残りの数量のうち、令和6管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の7パーセントを上限に、当該譲渡数量 (他の都道府県等から譲受した数量を除く。) と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはアで配分した残りの2分の1の数量 (小数第2位以下を切り捨て) を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

ウ. 令和6管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、小型魚追加配分原資から上記ア及びイによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

- ② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保の確保に支障がないと認められる範囲において、留保で対応することができることとする。

2 くろまぐろ (大型魚) について (基本方針別紙2-2関係)

(1)、(2) (略)

(3) 国の留保からの配分について

- ① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保が、第5の1の(5)に用いる数量を除き150トンを超えている場合には、留保が150トンを下回らない数量(以下、(3)において「大型魚追加配分原資」という。)を、都道府県(混獲管理の目的として都道府県別基礎配分が2トンになるまで当初の上乗せが行われた都道府県を除く。)に対して、優先して配分する。

令和8管理年度においては、次のアからウまでの方法により配分する。

ア. 大型魚追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、令和7管理年度の都道府県別基礎配分の比率で都道府県に配分する。

イ. アで配分した残りの数量のうち、令和7管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和7管理年度の都道府県別基礎配分の10パーセント又は10トンのいずれか少ない数量を上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはアで配分した残りの2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

ウ. 令和7管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、大型魚追加配分原資から、上記ア及びイによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

- ② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、超過リスクへの備えに支障がないと認められる範囲において、第5の1の(5)に用いる数量を除く留保で対応することができることとする。

第4 (略)

第5 配分量の融通の基本的考え方

(3) 国の留保からの配分について

- ① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保が、第5の1の(5)に用いる数量を除き150トンを超えている場合には、留保が150トンを下回らない数量(以下、(3)において「大型魚追加配分原資」という。)を、都道府県(混獲管理の目的として都道府県別基礎配分が2トンになるまで当初の上乗せが行われた都道府県を除く。)に対して、優先して配分する。

令和7管理年度においては、次のアからウまでの方法により配分する。

ア. 大型魚追加配分原資の2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の比率で都道府県に配分する。

イ. アで配分した残りの数量のうち、令和6管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、令和6管理年度の都道府県別基礎配分の7パーセントを上限に、当該譲渡数量(他の都道府県等から譲受した数量を除く。)と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはアで配分した残りの2分の1の数量(小数第2位以下を切り捨て)を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

ウ. 令和6管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、大型魚追加配分原資から、上記ア及びイによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

- ② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、超過リスクへの備えに支障がないと認められる範囲において、第5の1の(5)に用いる数量を除く留保で対応することができることとする。

第4 (略)

第5 配分量の融通の基本的考え方

1 (略)

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

(1) (略)

(2) 1(5)の規定に基づく不等量交換について、令和8管理年度において基本方針別紙2-2の第6の1の(2)⑦のために農林水産大臣が当初において確保する数量は、60 トンを上限とする。

(3) (略)

第6～第10 (略)

別記様式第1号～第23号 (略)

1 (略)

2 融通の上限値及び融通後の配分量の遵守義務

(1) (略)

(2) 1(5)の規定に基づく不等量交換について、令和7管理年度において基本方針別紙2-2の第6の1の(2)⑦のために農林水産大臣が当初において確保する数量は、60 トンを上限とする。

(3) (略)

第6～第10 (略)

別記様式第1号～第23号 (略)

附 則

この実施要領は、令和8年3月26日から施行する。